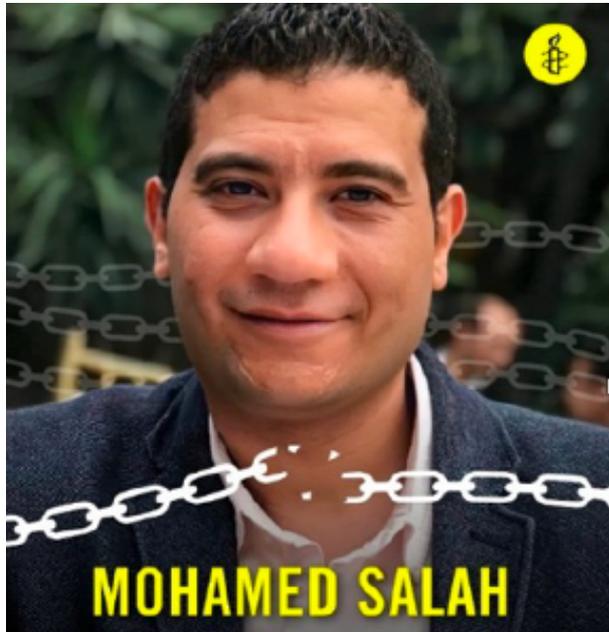


エジプト：不当に拘束されていた記者が釈放



2019 年 11 月から起訴も裁判もなく拘束されていたフリージャーナリスト、モハメド・サラさんが 4 月 24 日、釈放されました。

サラさんは、2019 年 3 月の反政府デモの取材が「テロリスト集団への参加」と「虚偽のニュースの拡散」にあたるとして訴追され、その後の裁判で容疑に根拠がないとして無罪を言い渡されたにもかかわらず、検察から同じく根拠がない別件のテロ容疑をかけられたため、サラさんの勾留が続いていました。そんな中、アムネスティの会員をはじめとする世界中の支援者が署名や手紙書きに参加し、検察当局にサラさんの釈放を求め、サラさんの釈放が実現しました。

釈放後、モハメドさんはアムネスティの会員や支援者に次のようなメッセージを送ってきました。

「私は 2 年 5 カ月の勾留生活を経て、自由の身となり、この文を書いています。勾留中は、私だけでなく、自分の意見を主張して投獄された他の人たちも皆さんの活動に支えられました。

私を釈放するために支援と行動を惜しかなかった皆さんに深く感謝します。皆さんは獄中から私たちの声を代弁してくれました。これからも、すべての人、特に良心の囚人の自由のために活動を続けてください」

トルコ：LGBTI 活動家の釈放



トルコ北西部アンカラにある中東工科大学のキャンパスで 6 月 10 日に行われた学生主催のプライドマーチは、治安当局の暴力的な介入を受け、37 人の学生が拘束されました。その後、学生たちは釈放されましたが、そもそも大学側は学生がプライドマーチを実施する権利を尊重し、実施を許可すべきでした。

プライドマーチが始まる 3 日前、中東工科大学の学長は、全学生向けのメールで「学生によるキャンパス内でのプライドマーチには警察が介入するだろう」と警告していました。これに対してアムネスティは学長に、プライドマーチが警察の介入などいかなる制限を受けることなく実施されるよう求めました。

また「プライドマーチの禁止は、学生の表現の自由や集会の権利の不当な制限であり、学生宛のメールにあった『プライドマーチが大学の名声を毀損する』としてプライドマーチを否定したのは、トルコの国内法でも国際人権法でも許されない」と訴えました。

しかし、当日のプライドマーチは、開始直後に機動隊の介入を受け、参加者は解散を余儀なくされました。

プライドマーチ主催者はアムネスティにこう語っています。「自分たちのために行動してくれたすべての人たちに感謝します。私たちは、校内や国内での LGBTI の権利のためにさまざまな圧力を受けながらも続けていけると確信しています」

今回は不本意な結果になりましたが、プライドマーチの権利を訴えたアムネスティの UA は、大学側に一定の圧力となったものとみられます。今後は、治安当局によるプライドマーチに参加した学生の捜査や訴追がないか注視していきます。

ロシア：市民活動家に実刑 20 カ月



ロシア西部ニジノヴゴロド州の地方裁判所は 5 月 27 日、「好ましくない組織」ほう助の容疑で起訴されていた市民運動家ミハイル・イオシレヴィッチさんに実刑 20 カ月を言い渡しました。イオシレヴィッチさんは、表現と結社の自由の権利を行使しただけで逮捕・起訴されました。関係当局は、何の根拠もない容疑と判決を破棄し、イオシレヴィッチさんを速やかに釈放すべきです。

イオシレヴィッチさんは、反汚職運動をはじめとする市民活動を支持し、組織してきました。2019 年 10 月、「好ましくない組織」に指定されていたオープンロシア（ロシア開放財団）をほう助した容疑で起訴されました。同氏は、オープンロシアに研修の場を提供したにすぎず、「ほう助」はでっちあげでした。にもかかわらず、「好ましくない組織」と「証人への脅迫」の罪で、実刑 20 カ月に加え、10 万ルーブル（約 23 万円）の罰金を言い渡されました。

イオシレヴィッチさんは、市民活動をしていただけで何の罪も犯してはいません。今回の実刑判決はあまりにも不当ですが、控訴しても勝算はなく、さらに多くの時間と労力を費やすだけだとして、イオシレヴィッチさんは今回の判決を受け入れることにしました。

アムネスティはイオシレヴィッチさんをめぐる状況を引き続き注視していきます。

米国：テキサス州の裁判所 死刑執行を停止

7 月 11 日、テキサス州刑事控訴裁判所は、死刑執行が 2 日後に迫っていたラミロ・ゴンザレスさん（39 歳）の執行を停止する命令を出しました。陪審員の証言などが裁判所を動かしたのです。

幼少期に育児放棄と虐待を受けていたゴンザレスさんは、18 歳の時に殺人を犯し、5 年後、死刑判決を言い渡されました。

この執行停止の判断は、テキサス州での死刑判決の前提条件である「今後起こりうる危険性」について、陪審員は検察側の専門家が法廷で間違った証言をしたと主張していました。またゴンザレスさんの弁護団も、「2006 年の量刑判断時に、検察側は専門家の間違った証言を提出していた」などとする嘆願書を裁判所に提出しました。

さらに被告を再鑑定した精神科医はこう報告しました。「被告は人格面で反社会的ではない。将来的にも他人に危険を及ぼすおそれはない。ゴンザレスさんが犯罪を犯したのは、18 歳の時。その後の年月で著しく成長した当人は精神的にも異なる人物になっている。死刑囚監房にいた 15 年間、暴力沙汰は一つもなかった。現時点での精神状態を考慮すると、ゴンザレスさんが将来、社会に危害を及ぼすおそれはないと考えるのが妥当だ」と。

これらの主張や報告を受けた裁判所が、ゴンザレスさんの死刑執行の停止命令を出しました。裁判所は、「将来の危険性についてあらためて法廷での審理が必要だ」との判断を示しました。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp
UA 年会費：1500 円
郵便振替：00120-9-133251
加入者名：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

UA ニュース



www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

発行 2022 年 7 月 31 日
